

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 1月号

(通巻68・69)
合併号

関西労働者安全センター

1980.1.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室 特別価格

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742 120円



主張

上からの「連合」「共闘」でなく
職場・地域からの血の通った共闘の前進を！……………1…3

●展望をさぐる⑧ 不況一労働者大量切り捨て時代の中で
労災職業病闘争を如何に、労働運動強
化の武器となじうるのか

金石油セミナル石油精製労組委支部……………4…6

●前線から(二コース)……………7…13

●闇の中から 多くの仲間の絆集め闇に取った労災認定
全金マヨド回り工業支部……………14…16

●診療所だより 体操・水泳療法を加えさらに充実……………17

●11・12月の新聞記事から……………18

特集 前進する'80労災法改正闘争 No.2

民事損害賠償制度と労災保険制度の

調整問題について、その他……………19…25

●11・12月分会計報告……………26

主張 上からの「連合」「共闘」でなく 職場・地域からの 血の通つた共闘の前進を!

金として、今後インフレは必至であ

のである。

り、また景気は回復したとはいひながらも失業率は依然として高く、賃上水準も低くおさえられるという労働者にとってはまさに八方ふさがりの状況はますます進行している。

日本における平穏な八〇年のスタートは政治経済構造の安定によるものなく、闘う主体の混迷、とまといによるものであることは間違いないことである。

重要な 闘う主体の 混迷克服

七九年の暮あけは年賀状の遅配一

全過の反マル生闘争の中で始り、労働運動の「左バネ」論議にはすみがつき、八〇年代が熱っぽく語られたが、八〇年代の幕あけは、イラン、アフガニスタンを始めとする国際情勢の激動とは裏はらに、日本においては政府が打ちだしている労働基準法の抜本的改悪構想に対してもほとんどトをきった。石油価格の高騰をひき

80年代を切り拓く
争議労働者の
心意氣

六〇年代の高度経済成長の中で賃金闘争を中心として日本の労働運動は大きく拡大してきた。しかし組織

の量的拡大、成果の外見的な華々しさに反して、生産合理化の急テンポな進行差別的な雇用形態の拡大、労働強化、有害業務の増加等、一口でいえば賃金アップとひきかえにした資本による労働者支配が急速に進んでいくことに対し、労働運動はこれといった対応ができないままにその組織内部を資本によって食い荒されてきたといえるだろう。全造船等への分裂攻撃やJCの登場はこれらの一つの象徴でもあった。

六〇年代の急成長が第一次石油ショックで大きく揺らぐ時期に、労働者の基本的権利を真に守る労働運動の再生をめざし、その一つの武器として労災職業病闘争が提起され「災害源除去」「人殺し合理化反対」をスローガンとして七三年関西労働者安全センターは発足したのである。

誤解を恐れずにいえば、七〇年代は六〇年代の労働運動の「発展」がいかにもろいものであったかを赤裸々に暴露してきた歴史であったと言えるだろう。基幹産業、大独占内労

組はJC・同盟の支配に入り、官公労を中心とする総評も「四団体共闘」「連合の時代」とその運動の基調を大きくがらつかせてきているのである。

このような情勢の中で、真に労働者の権利を職場・地域ぐるみで守ろうとしてきた労働運動に対しでは、資本・権力からの集中攻撃が加えられていた。しかし、とりわけ七五年以降倒産、破産等最終手段を動員しての激しい攻撃に対しても金属・港湾・造船等の労組が地域的な共闘を組みつつこれと正面から対決していることは、全国の多くの闘う労働者に対しても大きな勇気を与えるとともに、JC・同盟の労働者支配の基盤が長期化する不況とインフレによって崩れつつある中で、大企業労働者に対する「労働組合の真の役割」を考えさせるような状況も生まれてきているのである。

安全センターは労災職業病闘争を通じて労働者の基本的権利を守り、第一に、新たな地域拠点として此花活動家と協力して同センターは労職活動家と協力して同センターは労職問題のみでなく、広く労働者、地域住民の生命と生活を守る運動を進め

安全センター 七九年の 運動から

七九年の安全センターの運動をふりかえって持筆すべき点を挙げれば、第一に、新たな地域拠点として此花労働者センターを六月に開設できたことである。住友電工有志、全港湾、労金労組をはじめとして地域の労組活動家と協力して同センターは労職問題のみでなく、広く労働者、地域住民の生命と生活を守る運動を進め

に、主に大阪の全金・全港湾・全造船等の労組とともに七〇年代を通じて運動を進めてきたが、この方向性が基本的に正しかったことを確認し、八〇年代はこれらの労働組合を中心にして、より多くの労働組合、労働者、被災者と力を合わせてその目的に向って運動をよりおし進めていかねばならないと決意を新たにしている。

ることを目的としており、既に朝鮮総連西支部と協力してタクシー労働者の脳卒中死の労災認定闘争に勝利し、また十一月には此花地域で初めて労職闘争の討論集会を成功させるに至っている。

第二には、東大阪の全金マコトロイ工業支部労働者の脳卒中労災認定闘争を全金各支部、地協、総評などまさに地域の大衆的結集によってかちとったことである。このことは行政への大衆闘争の意義を再確認するとともに、東大阪地域における今後の労職闘争の発展に大きな足がかりとなるものであると確信する。

第三には、労職闘争の全国的な交流、団結が大きく前進したことである。

七八年十月に大阪で結成された「職業病認定問題に関する全国連絡会議」が五月大阪、十月岡山と二回の全国集会を成功裏にかちとったこと、また七九年の定期報告書反対闘争、休業補償差止めの撤回闘争を通じて、被災労働者の全国的結集が進み、五

月に全国集会がもたれたことを足場にして、八〇年労災保険法改正闘争を主軸に、十二月「被災労働者全国協議会」が結成され、被災者の労働権を掲げた運動がスタートしたことである。

以上のように、七九年は運動的な派手さはなかつたものの、組織問題を中心として着実に前進した年と総括している。機関誌五月号からシリーズで開始した「展望をさぐる」を通して、労職闘争の現在的課題について一定理論的にも深化できたと思う。

八〇年代は我々の力量が本当の意味で問われる時でもあろう。七三年以降七年間の運動の蓄積を全開にして踏み出す時である。

80年の 重・点・課・題

八〇年にあたつての基本的方向性について既に述べたが、当面の重要課題として何点かを挙げると、第一に労職闘争の地域拠点を更に拡大



シリーズ二 展望をさぐる

不況-労働者大量切り捨て時代の中で
労災職業病闘争を如何に、労働運動強化の武器となしうるのか！（その三）

はりめに

資本系列の再編で、外国資本であるエクソンが経営に参加し、外人特有の効率の上がる経営ということが前面に出された。労使間の長年の闘争状態が和解という形で解決した。労働協約を結び、労働協約内でのeruleにのつとった組合活動を是とする「第二組合」がある中で、独自の闘争を模索しながら、我が組合の影響力を強める闘いを追求している。

特に和解後の大会で確認した四つの運動目標（1）組織の拡大をはかり職場に労働組合を築く、（2）合理化闘争と下請労働者の組織化に努める、（3）拠点としての任務を自覚し真に闘う労働者の戦線形成を

目指す、（4）政治闘争を自覺的に担おう、を達成していくことを基調として活力ある運動をつくっていこうと努力している。

安全闘争は、以前から組合の重要な課題として取り組んできたが、特に反合理化闘争では、職場の要員要求を前面に出し、設備の安全確保の闘いをしている。

事故のつけは

労働者に

最近事故が多発している。重油タンクでルーフドレン（浮き屋根の排水）に使用しているゴムホースに亀裂が入り、重油が防油堤内に流出する事故が発生した。会社は対策として、ルーフドレンバルブを常に閉止

コラボナートの安全問題

全石油セネラル石油精製労組埠支部

とし、雨が降ればその時に開放するようとした。バルブの総数は六三個もある。雨が降る毎の開閉はこたえ警報装置として役に立たず、誤報が多い。

そんな中で消防当局は、事故が多いセネ石に対して「警告書」を発した。内容は、通報体制、巡回点検体制等についてであるが、会社は要員を増やさずこれらを押し付けてくるので、現場の労働者にとっては仕事がきつくなる一方である。組合としては、事故に対する要求をまとめて会社と団交を行い、同種タンクの開放検査を早め鋼管式に取り替えるという回答を得た。

その後も、ナフサ受入ラインの道路横断部の地下埋設管より油が漏れる事故が発生したが、工事を急ぐあまりに、ナフサがジャボジャボして

いる中でユンボで穴を掘ったり、人を入れて手掘りをさせたり、作業環境よりも仕事を優先させるやり方をしてきた。安全より工程優先ということがこれでも示されている。そこで我々は、埋設配管は腐食等により油が漏れた場合発見が遅れるし、修理も大変であるので、ボックスカルパート（地下道に配管を通す方式）にすれば、点検も簡単であると要求してきた。しかし、一見途方とも思えるような要求でも、前二件の事故により、必要となつて改善を実施せねばならなくなっている。いかに基本的な要求を作つていくかが課題となっている。

装置関係では、自動車ガソリンを作り改質ナフサの製造工程で熱を除去する装置—熱交換器で、油が冷却水中に漏れ危険な状態となり、装置を止めなければならなくなつた。これは緊急事態であるということで、徹夜作業で工事を急いだ。

定期修理が年一回実施され、全装置を止めて、修理・点検が行われる。

しかし装置産業では、装置の稼動率を高めることにより利潤が上がるという資本の論理で、いかに定期修理を短くするかに苦心をし、全装置・機器の開放点検をするのではなく、指定で期間内に出来るものの開放を実施するという具合である。しかもこの熱交換器は、半年前に点検を受けたものであり、装置が建設され一五年が経過しようとしている。このような中で設備の老朽化という観点で問題を立て、全機器の開放点検を要求している。

「不注音語」を

安全衛生委員会が、我が組合2名

「二組」9名、会社側11名という人選で運営されているが、事故の報告も組合が要求しないとしないというあきれた対応で、議事録も一ヶ月後にやっと提出されたが、内容は会社の報告のみしか記載されていない。

また労働災害報告も出さなかつたりしている。

ところが会社は、安全衛生委員会に対抗した組織として「安全推進委員会」を作り、安全思想教育を実施したりしているが、こちらの議事録はきっちり作成している。また「危険予知運動」「一声運動」といった労働者の不注意を意識させる運動を展開している。

装置は昼夜労働している。運転員は四直二交代、一直勤務は一二時間という勤務をしています。交代勤務で健康状態の変調を訴える人が多い。人間のリズムと相反する交代勤務で疲労が蓄積している。事故のツケが労働者にはねかえり、巡回が増えたり、作業基準の厳密化などで、現場はきつくなっている。

全石油の交代勤務の考え方は九直三交代を指向している。我が組合も職場で、仮眠時間の拡大、休暇要員の要求等で、三交代職場への改善を計っている。

「災害源除去の闘いを！」

編集部より



以上個別職場の報告となりました
が、労災職業病闘争は、第一に災害
源除去の闘いを組まなければなら
いと思います。それには、「二組」
を組織化し、資本の言いなりになら
ない我が戦列に加えなければなりま
せん。そしてまた、「本工」と「下
請」という関係も、我々が意識的に
乗り越えた共闘を形成しなければな
らないと思います。
(以上)

昨年五月号（No.6）から開始した
シリーズ企画「展望をさぐる」は、
今月号で8号続けての掲載となりま
した。執筆をお願いした労組も14団
体に及び、快く協力を引き受けて頂
いたことを、この場を借り改めてお
礼を申し上げます。

誌上を通じた討論ということでは
必ずしも満足のいくものではなかっ
たかもしれません。この中で寄せ
られた報告はどれも長年の闘争に裏
打ちされたものはかりであり、私達
も多くのものを学ぶことができまし
た。そして、いよいよこの企画も大
詰めを迎えてます。1月19日には
協力頂いた労組を中心として「労災
職業病闘争座談会」を計画していま
す。機関誌次号では、この座談会の
報告も兼ねて、安全センターナリの
「まとめ」を行う予定です。

読者のみなさん！ 御意見を当セ
ンターまでお寄せ下さい。

前線から

東大阪

「業務外」見解をくつがえし

労災認定

全金マコトロイ工業支部

てその半月後
正式に、労災
認定の決定と
なったのであ

かになったことは、行政に
対する大衆的な闘争がいか
に重要であるかという点で
ある。土居原氏の労災認定

された。
労基署は、全金
マコトロイ工
業支部の土居
原氏の脳卒中
死亡について、
ついに労災認
定を行った。

昨年12月中
旬、東大阪労
基署は、全金
マコトロイ工
業支部の土居
原氏の脳卒中

の交渉に当って、当該支部
を先頭にして、全金東大阪
地協、総評労職対などから
約50名の結集があり、その
中で、東大阪労基署が調査

開始当初から「組合の圧力
には屈しない」とか、「こ
れは労災にはなりません」
とかの見解を内外に表明し
ていたことが暴露され、そ
の偏見に満ちた姿勢が徹底
的に追及された。その中で
労基署側は大きく動搖し、

組合側が提出した「防じん
マスクによって血圧の上昇
が認められた」という実験
資料に飛びつくように「白
紙撤回・再検討」との意考
を表明したのである。そし

申請来5ヶ月間、7回にわ
たる当該支部・遺族・地域
を挙げての交渉による重要
な成果である。本誌でも既
報のように(NO.67)、昨年
10月30日の第6回交渉の際、
労基署側は「最終判断」と
して「業務外」の見解を示
したのであるが、11月21日

の交渉に当って、当該支部
を先頭にして、全金東大阪
地協、総評労職対などから
約50名の結集があり、その
中で、東大阪労基署が調査

開始当初から「組合の圧力
には屈しない」とか、「こ
れは労災にはなりません」
とかの見解を内外に表明し
ていたことが暴露され、そ
の偏見に満ちた姿勢が徹底
的に追及された。その中で
労基署側は大きく動搖し、

組合側が提出した「防じん
マスクによって血圧の上昇
が認められた」という実験
資料に飛びつくように「白
紙撤回・再検討」との意考
を表明したのである。そし

南大阪

五点にわたる問題提起を確
立
労災職業病学習会

全港湾関西地区本労職対

昨年11月29日・30日の両
日、全港湾関西地区本労職対
は有馬有楽園において学習
会を開催し、約50名の参加
があった。講師としては、

中央本部の伊藤氏、神戸診
療所の伊丹医師、岡山大学
の太田医師が出席され、ま
た関西安全センターからも
磯本常任が「労災保険法・
じん肺法・脳卒中の労災認

(今号「闘いの中から」
参照)

講演した。

全港湾関西地本としてはこのような取り組みは初めてであったが、闘いの全国的な拡がりを反映して熱心な討論がなされ、二日間にわたる論議の集約として、全港湾中央本部労職対への問題提起事項として、以下の五点が確認された。

- 1、日港協による誤まれる労災観・法意識を打破し79・9・18付の日港協から労働省への申し入れの本質を追及する。
労災・職業病が雇用者責任であることは国際的にも常識であり、港湾労働における特殊な雇用構造から、港運業者のみならず船舶運航業者、荷主、倉庫業者、港湾管理者、政府及び地方自治体にも
- 2、各地方・各支部段階に労災・職業病対策委員会を設置し、各分会に労災・職業病担当者を設け、その活動を組合が保障すること。
企業及び港毎の安全衛生委員会にも積極的に参加を要求し、その活動に問題をもちこみ、活動の自由を保障させること。
- 3、安全作業基準、適切な作業態様等の確立をはかり、就業者の労災事故の予防、要治療者（認定者を含）の保護をはじめ、労働環境の改善をはかり職場復帰を可能とする体制を確立すること。
- 4、港湾における粉じん障害を最重点に実態調査を実施し、全国港湾・地方港湾を含めた粉じん作業は業者側の恣意的な措置にまかせず、労働組合として自主的な計画、医療機関等との連携による独自プランを実施させる。
- 5、労基法、労災保険法の共同責任のあることを明確にして、労災・職業病絶滅のため方策を明確にさせるための闘いを組織する。



大阪南

『審査官大内歩』

全面勝利に向って 大規模前に向って

去る12月27日、全港湾大を尊重し、改めて鑑定に付さない旨が明らかにされた。

阪支部安全委員会は、大阪

港いまだ分会の故寺岡氏の

心筋硬ソク死亡問題につい

て、大阪労災保険審査官と
交渉をもち、その中で、組合側の最終意見書として、組

国立循環器病センターのA医師の医学的意見書を提出

した。

審査官は当初、「組合側の最終医証を含めて鑑定にまわす」との態応を示して

いたが、この日の話し合い

の中で、A医師の意見書が

これまでに提出されている

数通の医証に対しても総合的

な位置をもつてることを認め、組合側の最終意見書

のことによって、昨年1

月以来、阿倍野署一審査官と一年余にわたって闘われ

てきた寺岡氏の認定闘争は、早期全面勝利に向って大きく前進したといえる。

このことによって、昨年1月以來、阿倍野署一審査官と一年余にわたって闘われてきた寺岡氏の認定闘争は、早期全面勝利に向って大きく前進したといえる。

次に、今回の労災認定勝利の大きな力となった朝鮮総連西大阪支部より講演があり、朝鮮の歴史から、在日朝鮮人が置かれている立場、更に現在最も重要な課題としてある朝鮮半島の統一問題に触れ、自主・平和・民族大團結という原則の下に統一に向けて努力していくなければならないことが強調された。

そしてこの集会最後の一マとして、各労働組合・団体から職場における労災職業病問題や労働者の健康問題等についての報告、及

花比

労職闘争報告討論集会開かれる

西大なる前進を日々せねば
・開設後初

此花労働者セントナー

去る十一月二十九日午後六時

から、比花会館（梅香殿）において比花労働者セントナーの発展を占う意味で

重要であったが、七団体三主催による「労災職業病

○数名にのぼる参加を得て

成功のうちに終り、次の一步を踏み出す大きな礎とな

て約半年後にはじめて開かれた。

この地域の交流集会は、集会は先ず、比花セントナ

ー運営委より、センター設立の経過報告と趣旨説明が

認め、組合側の最終意見書

今後、此花地域を中心にして

た「労働者の生活と生命を

あり、続いて今回取り組んだタクシー労働者である故三原氏の脳卒中死労災認定闘争の報告がなされた。報告は、取り組みの経過と、今回の認定の意義や闘争勝利の原因について説明が行われた。

び課題点などの提起が行わ
れた。

今後、比花センターへの
参加団体・協力団体を更に
拡大していくこと等、残さ
れている課題は大きいが、

この日の第一回の集会を契
機としながら着実に次の一
歩を準備し、行動を開始し
ようということを全体で確
認しながら集会は終了した。

南大阪

田中機械闘争を勝利 やせる大集合

12/4 一二〇〇名の結集で勝ち取らる

昨十二月四日、「田中機
械闘争を勝利させる大集会」
が、大阪森の宮ピロティー
ホールにおいて、全金港合
同、全港湾をはじめとした
闘う労働者一三〇〇名を結
集して開催された。

集会では、「全金田中機
械と共に闘う会」の結成ア
ピールが圧倒的に確認され、
同時に会への結集が強く呼
びかけられた。

表明に登壇した田中機械支
部大和田委員長は、「資本
集会場演壇中央にさげら

り上がり、全金、全港湾、
全造船、全国一般をはじめ
とする二〇余の大坂の争議
團が一斉に登壇した時、田
中機械闘争を先頭として、
大阪における労働運動の嚴

最後に、田中機械の仲間
と争議組合の仲間が全員登
壇し、会場に結集した一三
〇〇名が一つになってイン
ターナショナルを大合唱し、
成功のうちに集会は終った。
しかしもあるが最も進んだ闘
いに対し、団結権の存在意義
を闘いによって明確にさせ
る。自らの職場を創意・工
夫・執念で守り抜き、労働
者の社会を建設するためには
貢献したい」と、力強く報
告した。

そして集会はいよいよ盛

り上がり、全金、全港湾、
全造船、全国一般をはじめ
とする二〇余の大坂の争議
團が一斉に登壇した時、田
中機械闘争を先頭として、
大阪における労働運動の嚴

兵庫 六五回浦中西固腰痛裁判 理事会側和解あせん拒否

右福砂子癒院又文部

障害児の介護に携わる仕
事をしていく被災し、労災
庫県医師協会の診断書が気
にくわぬと言つて、懲戒処

分を乱発した甲山福祉センターリ理事会の追撃戦——浦中・西岡腰痛裁判闘争——の第五回公判が去る12月5日午後2時より、神戸地裁尼崎支部で開かれました。

当日は兵福労の仲間をはじめとして阪神間の労職闘争を闘う諸団体（関西労働者安全センター、兵庫県被災者交流会、尼崎労安対、阪神被災者友の会など）50数名が、赤いハチマキとセッケンを身につけ結集し、被告理事会の居直りを許さじと裁判所前で集会を行いました。

今回は、前回までに双方の主張展開を終えたため裁判所側からの和解あっせんとなりました。まず原告側より和解条件として次の点が指摘されました。それは①賃金の支払い②懲戒処分の撤回③今後の職場復帰に

際して主治医の診断書を尊重すること④陳謝⑤解決金というものです。これに対し原告側は全ての項目を拒否し、特に②③に尼崎支部で開かれました。

ついではかたくなには拒否し続けたのです。余りに被告が意地を張るためにもしろ裁判所側が説得する有様で、原告が4・5分で終わったにもかかわらず、被告は40分余りも調停室から出てこないという有様でした。

これで被告理事会は自ら墓穴を掘ることになった訳です。

訴うまでもなく、労職闘争は被災者の立ち上がりと共に、労災発生源の根絶を

シンドイ、一時も気をゆるめることなく共に闘って行きましょう！（79年12月）

その意味で今、私達が闘つ

——兵福労

労使関係の中でのトラブルは、最終的には判決で決着をつけなければならないことをつけなければならぬこと、又、今後現場での労災の闘いをキメ細かく闘つて行かねばならないことを、今更ながら胆に命じました。

自分達がシンドイ時は敵も

闘い、又、被災者の職場復

帰に際しての不当配転阻止

の闘いをキメ細かく闘つて

行かねばならないことを、

南大阪 マンション建設 使用目的に住民の 要求を通す!!

港区夕風で建設中のシャトーラー（賃貸マンション）7階建をめぐる施工と付近住民との話し合いは、12月末ようやく合意に達した。工事中に関する協定、建物の撤回③今後の職場復帰にケースのような前近代的な

に達することができた。

この地域は商業地域と住宅地域が隣接しており、商業地域に建設されるマンションに対し法的規制は全くなく、環境権からいっても日照・風害などのはつきりした対立点のない所であつた。

た。にもかかわらず、一たん住民を無視して建設を強行しようとした施主を住民の交渉に引きづり出し、したからであつた。その力

10数回に及ぶ交渉を継続させた力は、住民が自らの住環境を守るために団結

したからであつた。その力

た。にもかかわらず、一たん住民を無視して建設を強行しようとした施主を住民との協議を前提とする

いう、使用目的に住民の要求を通すことができたの

であった。

建設するとのことであり、

3階に結婚式場を設けるな

ど利益優先の建設設計画であ

ることが暴露され、日ごろ

市のやり方に不満を持つて

いる住民の鋭い追及を受け

て、市は次回説明会をもつ

た。

こそ、マンション1階部分の使用目的を変更する際はもしないということを確認した。

ドーナツ化現象で減少する市内の人口を増化させるために住宅と区民センターのドッキングが必要だと説明しているが、夕凪のマンション問題と同様に利益優先の建設設計画である市内の人口を増化させるために、根本的な誤りがあるの

は住民の怒りからみてはっきりしている。

南大阪

港会館解体問題

南大阪労働者診療所

南大阪労働者診療所裏の
12月7日、周辺住民に対す

港会館を解体して港区民センターを建設する計画であることが、解体工事（開始12月10日予定）一週間前に周辺住民に通知された。

診療所でも運営委員会で討議し、周辺住民を無視した大阪市のやり方は見過ごとに上に市住宅供給公社た大阪市のやり方は見過ごとに上に市住宅供給公社すわけにはいかないとして、の住宅を4階から11階まで

阪南

被災者同志の力で勝ち取る!

阪南被災者の会

壱岐さんは金網工場に五年近く働いている労働者ですが、昨年六月ころから腰

いましたが、十月になつて中央病院、関西労働者安全基業せざるをえなくなつて月阪南労災被災者の会に相談があり、十一月十二日古市労基署に労災申請を行ないました。

自己意見書の作成、認定基準の問題など始めてのことはかりでしたが、労災であるとの確信を持ち、阪南いました。

阪南労災被災者の会も、これをきっかけに更に救済活動に励み、会員を拡大していきたいと考えています。

阪南労災被災者の会も、これをきっかけに更に救済活動に励み、会員を拡大していきたいと考えています。

阪南労災被災者の会も、これをきっかけに更に救済活動に励み、会員を拡大していきたいと考えています。

中から
の
し

多くの仲間の結集で 開いた取つた労災諸正

全金マコトロイ工業支部

昨年5月26日、マコトロイ工業内で、プレス作業中に脳卒中で倒れ死亡した土居原寿一氏の労災認定闘争は、同年12月中旬、業務上の認定をかちとり勝利した。我々の闘争の経過と、その中で感じたこと、学んだこと等をここに記しておきたいと思う。

る種類のプレス作業についたが、作業開始後20分ほどで発症、倒れたのは週明けであったが、「労災にはならんのか?」と直感的に思った。それは、会社で倒れた・休日出勤であつた、だから・・・という単純な発想ではあつたのだが。

何から手をつけていいかもわからず、関西労働者安全センターに相談をもちかけた。その中で脳卒中死亡の労災認定の事例を詳解され、少なからず意を強くしたものでした。といふのは、労災ではないかと思ったものの、脳卒中は私病であり、業務とは関係ないだろうというのが、仲間うちでも大勢をしめていた状況が

あつたからである。しかし、安全センターの方の言葉に力づけられて、先ず我々で集めることのできる、業務との関係を裏づけるのに役立つと思われる要素の収集にかかりました。

つまり、故人の経歴に始まり、職歴、日常生活、趣味、病歴、健康状態、マコトロイでの職歴、残業時間、総労働時間、生産量の推移、従業員数の推移、有休の消化状態、休日出勤の回数、長期病欠者の調査、作業の難易度、作業環境、etc. かたっぱしからという感じで集めました。

また、脳卒中について、一般組合員を含めた学習会を開いてもらい、多くの認定事例から、脳卒中は業務に起因することの可能性大であると

5月26日当日は、ちょうど土曜日で休日にある日であったが、故人は休日出勤を命ぜられ、通常と異な

調査・学習で 深まつた確信

の話を聞き、ますますこれはいけると思つたものである。

集めたデータをもとに、意見書の作成にかかった。これは、①事業内容 ②最近の会社の状況 ③故人の略歴 ④企業の健康管理についての内容 ⑤脳卒中発症当日の状況及び作業内容 ⑥脳卒中に至らしめたと思われる要因 ⑦関係者の意見 ⑧奥さんの意見 この中で我々は、脳卒中に至らしめた要因として、①会社の生産性向上の中での労働密度が五割も増加している ②52年9月に配転があつたが、このことが心身ともにストレスを加えていた（ちなみに本職場は粉じん職場であり、防じんマスクが必要とする） ③残業及び休日出勤が非常に多く、このことが故人の健康を崩していった。④当日、通常行っていた仕事と異なり、きつくなれなものであつたこと ⑤会社は毎年の健康診断において、氏の高血圧を知つておりながら、社内でもきついといわれる合金課に配属し

たこと。以上五点の主張を基に、7月27日東大阪労働基準監督署に、遺族、安全センター、支部の連名で意見書を提出した。この後七回にわたって署との交渉をもつわけであるが、思い出してもはがゆく、腹立たしいというのが卒直な感想であろう。

反労働者的大な 東大阪労基の姿勢

初めのころには「調査中」とのことで話にならず、ある程度調査が進んでからもその内容は一切明かさず、あけくは「局医の意見を聞いてみないと」と言い、東大阪労基署の主体性というものは全く示されなかつた。そんな中で五回目の交渉であつたか、次回は局医の意見を必ず聞いてくるから、我々との主張の食い違いについて話し合い、かみ合つた話し合いをしましようということになつた。

我々は、理論的に話し合うことができれば勝利できるとの見通しを持っていたから、第六回に希望をつないだわけである。しかし、次の交渉で出てきたものは、我々との約束を無視した「ほほハンをつくばかりとなつた、業務外」という見解であった。我々はこの結論に怒り、署長の謝罪をとりつけ、次回もう一度ということになったのであるが、もうだめか、とのふん囲気がただよつていたのも事実である。

後日、交渉に向けての作戦会議の中で、新しい事が浮んできた。それは、署の企業への立入調査の時、署の「組合の圧力には屈しない」という発言であり、労災の用紙をもらいに行つた時及び申請の時に「こんなもん申請しても無理だ」との発言が署員からなされていたということである。これは労働者の側に立つべき労働行政にあるまじき態度であり、申請の門前払いに等しいものである。他に防じんマスク着用による血圧変動の資料をつけ加え、それに、安全センター、診療所、地域、総評、全

金の人的応援を得て、第七回田の交渉に入ったわけである。

その結果は、前回の見解を白紙にもどして再検討する、というものであつた。これは業務上と認定するに等しい言葉である。

素晴らしい 仲間の力の結集

「ある」というものであつた。(こ
んなことは最初から要因の一つとし
て挙げていたものだ)

しかし、我々はこの闘いの中で、
安全センター、診療所の皆さん、全
金、総評、地域の仲間の寄り集つた
力の大きさを本当に素晴らしいものだ
と感じています。お世話をなつた方
々に心から有難うございましたと申
し上げたい。

(全金マコトロイ
工業支部執行委員会)

我々は今、半年以上に及ぶ闘争の勝利をかみしめている。しかし、最も力となつたものが、地道に論理的に積み上げた我々の資料ではなく、署が他に知られたくない職員の言動、ひいては署長の責任問題となることこのことが最大の武器となつたことへのしゃくぜんとしないものが残っている。

後日聞いた認定の理由は、「当日の通常と異なる作業が精神的ストレスを招き、脳卒中を発症させたもの

反撃への地歩を!

労基法改悪阻止、労災保険法改正闘争勝利のために

発行

'80年労災保険法改正を闘う被災労働者全国協議会

定価

200 円 (送料 120円)

*申し込みは安全センターまでどうぞ

診療所がより 体操・水泳療法を加え これらに充実

昨年11月末、診療所の以前からの願望であった体操施設・プール等の確保が実現しました。

組み合わせてやっています。また、毎月一回体力測定（背筋力・ジャンプ力・肺活量・握力・横飛び等）も行っています。現在、参加者は毎回平均12～13人です。

患者自らが 治療に参加

スポーツセンターは承諾する等です。

昨年11月末、診療所の以前からの願望であった体操施設・プール等の確保が実現しました。

腰痛・頸肩腕障害等の治療目的に施設を貸して欲しいとの当診療所の申し出を、西九条スポーツセンター

より始められました。なお、水泳も本年3月より同時間帯で開始されました。

が受諾し契約に至りました。契約の内容は、①診療所の患者が本契約に基づき、治療のため施設を利用するることを認め、②施設利用の対価は、診療所とスポーツセンター間で別途取り決め、③患者の施設利用に当っては、その治療内容は全て医者の指示に基づいて行い（書面又は口頭による）、④患者は治療目的以外に施設を利用することはできない、⑤施設利用による治療の全ての過程は診療所の医師の管理下に置くこと、を

開始に際し、スポーツセンタートレーナーに対し、診療所医師より体育療法参加者の労災負傷年月日、負傷状況、現在の症状、体操の目的その他注意等の指導が詳しくなされました。体操に関しては医師の立会の下、スポーツセンタートレーナー2名、診療所より補助員として2名参加しています。

種目として、柔軟体操、鉄棒、ジヨキング、スキップ歩行、ドッヂボール、なわとび、トランポリン等を

使用時間は毎週水・土の午前11時～12時まで、体操療法は12月5日より始められました。

— 松浦診療所 —

12月の新聞記事から

12.12.12.11.	11.11.11.	11.11.11.	11.11.11.	11.11.11.
8.6.2.4	11.30.28.	11.26.24.	11.22.20.	11.20.18.
中国自動車道で、騒音防止用のトンネルが 低周波公害の発生源に 関電高浜原発2号機で80トンの冷却水漏れ 九電玄海原発でも冷却水漏れが起る 同盟系の造船重機労連大阪地協会長が地協 定期大会で「軍艦造つて雇用確保」とあいさつ	原子力安全委・日本学術会議共催の原発シンポジウムで、反対派を強制退去 西淀川公害患者の肺ガン死の補償請求を環境 庁審査会は棄却 イタイイタイ病に関する研究総括委員会が カドミ汚染とじん障害の関連性を認める	美浜原発で、一次冷却水の化学会分析作業に 従事していた職員が白血病で死亡。福井労基局が調査へ 原発シンポジウムで、反対派を強制退去 西淀川公害患者の肺ガン死の補償請求を環 境庁審査会は棄却 イタイイタイ病に関する研究総括委員会が カドミ汚染とじん障害の関連性を認める	姫路LNG基地反対の住民の訴え、神戸地 裁は門前払い 肺気しゅで公害病認定を受けていた老人が 自殺	心身障害者雇用自立センターが東京につい て大阪に開所
12.27.	12.21.	12.18.	12.15.	12.9.
西名阪の超低周波公害で、杏林大岡井医学 部助教授が被害住民の影響調査を開始 堺・泉北工業地帯の化学工場研究室で爆発 3人重傷	労災保険審議会は保険料率引上げ、障害補 償年金の前払い一時金の新設、メリット幅 の拡大等の内容をまとめ労相に建議 和歌山スモン訴訟で、田辺製薬が一転して 和解に難色	広島労基局が「自殺は後遺症を苦にしたも ので、事故が原因」と労災認定 東京高裁で、生理休暇手当のカットはダメ との判決	原発労働者の被ばく規制について不充分で あつたと政府が認める 全林野の宿日直拒否闘争の懲戒処分取り消 控訴審で組合側逆転敗訴（大阪高裁） 台湾でP.C.B.集団中毒発生	12.8.
スモン恒久対策として重症者の介護費用が 新年度から実現することとなつた				

労災問題の現状と改訂案

これに対して、労組、弁護士、被災者等をはじめとして各界から反対の声が上がり、抗議行動が準備されている。

一方、一年半以上に及ぶ休業補償の差し止め問題は、対象者の粘り強い闘いにより、総評をはじめとする労組の強い関心を呼び起こし、今年度の「定期報告書」送付の時期を目前にして、労働省としても何らかの解決をせざるを得ない状況に追い込まれている。

このような情勢の中で昨年十二月二日、八〇年労災保険法改正を闘う被災労働者全国協議会が結成され、翌三日労働省に要求書をつきつけ、法改正闘争の火ぶたは切られた。

八〇年労災保険法の改「正」案は、昨年十二月一七日労災保険審議会において建議がまとめられ、労働大臣に諮問された。改「正」項目の中でもとりわけ重要なのは「民事損害賠償と労災保険との調整問題」である。これは企業の民事責任を労災保険財政で肩がわりさせ、加えて給付水準のアップをはじめ企業責任の明確化を推し進めてきた労災職業病裁判過させた。

この異なる民法との調整だけに様々な矛盾が生じ、審議会の中にも混乱を持ち込んだが、この改「正」にかける使用者側及び労働省の意欲は相当なもので、何度も修正しながらも最終的には「適正な調整を行う」という抽象的な表現を用いて審議会を通じて前進的な闘いを進めている。

七六年法改悪反対闘争の中で生まれた被災労働者の組織を基盤としており、被災労働者の労働権を中心としたスローガンで闘いを進めよう

全国労災協議会結成ヤノン!

更なる斗争の醸成を!

12・2被災労働者全!

改「正」案表明、うがたー

労災問題の現状と改訂案

労災問題の現状と改訂案

していることは、多くの被災労働者に勇気と確信を、闘う労働者からは

共感と支持をもって迎えられるであろう。

全国立憲が、う実行へ 行動計画の

十二月三日午前中、労働省交渉、総評、政党に対する要請行動を行つた。労働省交渉は、労災管理課々長補佐・監督課々長補佐を相手に、要書を手渡す中で行われた。その後グループに分かれて総評、社会党、公明党への要請行動を行つた。

午後から第一回の代表者会議もたれ、関東、関西から三〇名近くが出席した。最初に午前中の報告の後、総評、政党に対して、労災審議会の経過を見ながら再度綿密な要請行動をしていくこと、労働省に対する

議長を窓口にして再度交渉を要求していくこと、が確認された。情宣活動として、全国協議会結成あいさつ文を作成し各界に送付すること、ニュースの発行や統一ピラを作成して各地域で配布していくこと等を決定した。

第二回代表者会議は十二月一五日再度東京で開催されたが、午前中は交渉を拒否した労働省に急拵抗議行動を行うことになり、代表七名が労働省に行き、交渉窓口である監督課長補佐と交渉をもつた。補佐は、前回で交渉は終りだと終始居直り続け

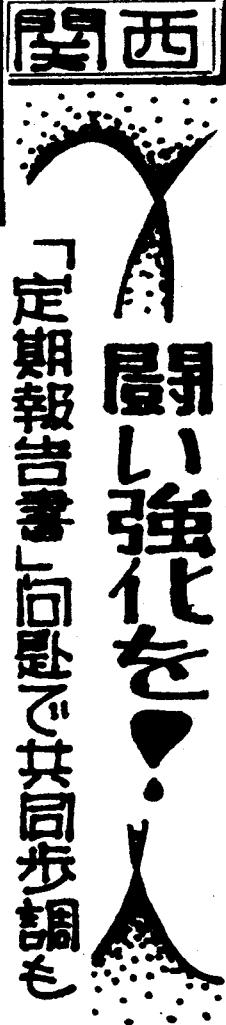
たが、代表の追及に年内までに労災管理課と協議の上、連絡するとの確認をした。

午後から第二回目の代表者会議が開かれ、まず、労災保険法の改正作業をめぐる情勢について説明があり、ニュース第一号の配布と第二号を月中旬に発行することが決定され、更には全国的な連絡、情報体制の必要性から事務局を設けることに決定し、関西で担当することになった。

運動面では、神奈川で県レベルで労基法改悪に反対する連絡会議の結成を準備しているとの報告があり、被災労働者の闘いを労働者全体の闘いの中に位置付けて闘うことのできる情勢になってきていることが確認された。

次回は二月一～三日大阪で開催することを決定して、第二回代表者会議を終了した。

11.25 関西大集会を足がかりに 躍り強化を!



関西では、労災職業病被災労働者
関西協議会を中心に戦いが進められ
ている。

関西協議会は全国に先がけて、昨
年十一月二十五日に「八〇年労災保険

法改正を勝ちとる関西大集会」を主
催し、一二〇名に及び参加者を得、
更には土井たか子衆議院議員を招待

するなど大成功を納めた。そして、
十二月一日の全国協議会結成大会に
は十六名の代表を派遣した。

規約に基づき会費の徴収も行われ
たのは昨年八月九日、労災保険審議
会における使用者側の意見によつて
てあった。これを受けて公益側委員
（実際は労働省の代弁）が、「使用

関西協議会より選出する全国協議会
の役員一名には、行動費を補助して
いくことが決定された。

昨年末十二月二五日の関西協議会

では、今年に向けての運動方針が論
議された。その中で、今年の定期報
告書問題を関西協議会としてできる
限り共同歩調をとっていくこと、更
には私達の要求内容を各団体で理解
を深めるため、学習会を企画し関西
協議会で後押ししていくことが決定
された。

解説 民事損害賠償制度と労災保険制度の調整問題について

つても最も重要な点であり、焦点となつてゐる。

改「正」点として初めて表面化し
たのは昨年八月九日、労災保険審議
会における使用者側の意見によつて
てあった。これを受けて公益側委員
（実際は労働省の代弁）が、「使用

者の民事損害賠償と労災保険による
二重負担を避ける」ということを理

由にして、公益案を提案した。しか
し、全く法体系の異なる法律どおり
の調整問題だけに改「正」案に矛盾
が生じ、何回か内容を変更して提出
するなどして審議会に混乱を招いた。

審議会

・建議まとめる

「民事損害賠償制度と労災保険制
度の調整の改善」（以下調整問題と
略す）は八〇年労災保険法の改「正」
点の中で、資本、労働のどちらにと

そして予算編成をする期限直前の審議会（12月17日）において、「適正な調整の改善を行う」という全く抽象的表現で合意し、労働大臣に建議した。労働省はこれを受けて八〇年度予算案にもり込んだ。

結局、調整問題について何ら具体案が明確にならないまま予算化されたという奇妙な形になっているが、今後、労働省は改「正」案を作成し、再度審議会にはかり、今国会に提出するには必至であり決して予断を許すこととはできない。

前 払 一 時 金 の 導 入 て
企 業 を 免 責

調整問題の内容が具体的にどのようになるのかは、先に述べたよう審議会の経過があるので明確ではないが、労働省の考え方からすると、およそ次のような内容になるのではないかと思われる。

現在の民事損害賠償と労災保険法との関係については、損害賠償額が確定した時点（判決の時）で、それ

以前に支払われた保険給付は賠償額

から控除できるが、将来にわたるであろう保険給付は賠償額から控除できない（77年10月25日最高裁判決）

ということが確定している。それを

今回の改「正」で資本・労働省は控除の対象を将来にわたる保険給付のすべてに広げようとねらったものである。しかし将来支払われる分を

控除対象にすれば、最高裁判決に低触するため、既払い分を拡大して企業の免責を行おうと「前払い一時金制度」を導入してきた。この制度は一時金の額を労基法上の災害補償額を基準として想定しており、例えば障害等級第一級（平均賃金の一三四〇日分）の被災者には、仮に平賃を一万円とすると、一三四〇万円までは前払い一時金として支払うという

ことであり、裁判を起こした場合、最高一三四〇万円までは賠償額から差し引くということになる。加えて

前払い一時金を越えた賠償を受け取った時には、その後の年金給付は支払わない、ということまでもねらっ

ている。

労 職 裁 判 の 抑 壓 と
企 業 の 民 責 を 隠 弊

従って、高い裁判費用を払い、長い年月をかけて勝つかどうかわからぬ裁判を起こすよりも、ひき続いだ労災支給金を受けた方が損をしないと宣伝しているのである。企業の民事責任の追及と、被災者の救済の二つの側面を持つ損害賠償裁判の一方を労災保険で肩がわりさせることにより、使用者に対する個別企業の賠償額を削減し、労働者に対しては裁判提訴の意欲を減退させ、ひいては、企業の民事責任を公的に確立してきた労災職業病裁判を抑圧し、企業責任を隠弊していくとしているのである。

これは、労災保険法の福祉的側面を強調することにより、労基法にうたわれている企業の民事責任を隠弊し、更には法的に消滅をはかろうとする、労災保険法制定以来の、資本・労働省の目的の一環として見るべ

きであり、労基法改悪が叫ばれる中で、災害補償における労基法の実質的な解体をねらったものとしてとらえるべきである。

73年、関経協の要望書に、この調整問題が「制度の性格」の項に掲げられておることを見るならば、我々としてもこの問題を労災保険法制度に取り組むべきだと思います。

の根本的な性格に關わるものとしてとらえ、我々自身の要求する制度の性格を対置していく中で断固として紛糾していかなくてはならない。

×キ×

労災保険法改正問題について、この間何通かの意見が寄せられていました。今回は全て掲載できませんが、一部紹介します。次号以降もこのコーナーで紹介したいと思います。

読者からの たより

被災者の全国組織に期す！

福岡 大塚 守一

機関誌11月号落手しました。労災法改正に対する抵抗基地として労災被災者の全国的な組織化が各地で動き始めていることは頗もしき限りです。昨年度、交通事故による死傷者の倍近い一一四万人を越える労災による死傷者の発生からすると当然と思われます。

しかし、福岡県評内に七四年一ヶ月結成された労職病被災者・家族連絡会は早くも五年になりますが、被災者の掘り起こし組織化により、被

災者の生の声を政治や行政に提起することもなく、無為に過ごした感があります。

前途多難な労災被災者の全国的組織化ですが期待しています。十二月六日付朝日新聞には、労災法改正に関する詳しい記事がでています。「

あります。ことに、在宅療養の重度障害者救済に重点が置かれることになりましたが、これさえも同じことになりました。今回の労災法改正も、労災保険財政の赤字故に行なわれるもので補償水準の引き上げ要求などとても無理だとしています。

被災者の掌握ができないのは、一つには行政の守秘義務により被災者の存在が明らかにされないところにあります。傘下労働組合を動員して行

く反発」という見出しています。弱者切り捨ての時代がきたようです。労災補償の官民隔離は正も御検討になつて下さい。一一四万人を越える労災被災者のために立ち上がりんことを

80年法改正へ向け 共に奮闘しよう！

被災労働者全国協議会議長

甫立清義

こうした積年にわたる企業と行政の反動的暴挙に対し、私たちは怒りをもって起ち上りました。

一九七九年十月十五日大阪にて、十一月三日、四日名古屋で、十一月二十四日再び大阪で、兵庫、大阪、京都、愛知、神奈川、東京などから

来年の労災保険法・労基法改正にむけて、資本側の労働者に対する攻撃が強まっています。

「すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」安全と健康を確保する」「快適な作業環境を作る」という自らの責任を立された当時の基本的な考えは今まさに根底から崩されようとしております。法設立当時から資本側は労基法の改悪と労働監督行政の手抜きを要請し続けてきましたが、一九七四年雇用保険法の改悪、一九七四年労災保険法の改悪（被災労働者を職場から排除）そして今、反動化の頂点として、女性保護、解雇制限の見直し、労災制度に関連した民事損害賠

償の否定などのほか、労働者の最低の保障憲章とでも言うべき労基法そのものの改悪がねらわれています。

資本側は労安法第一章に「労働者の安全と健康を確保する」「快適な作業環境を作る」という自らの責任をたな上げにして、行政と一緒に走しております。その具体的な攻撃は前述のほか、労基則第三条の改悪によって労災認定の範囲をせばめる

ことから始まり、被災労働者を職場から排除すること、企業責任のすりかえを目指して、労災保険法を労基法から切り離そうという策謀にほかなりません。

企業の加害責任を追求し、完全な

我々被災労働者の要求は、働くような体にもどせ！が基本であり、セニ・カネの補償では代えることができません。

全国の闘う仲間の皆さん！

療養を保障させ、安心してもられる職場づくりをめざして共に奮闘します。もとより私達は無学非才ではあります。何卒皆様

ますが、被災者の痛み悲しみを起点として法改正闘争勝利のために努力をいたす覚悟であります。何卒皆様の御支援と賛同を心から御願い申し

上げます。

一九七九年十二月三日

血と汗と喜びで、我等が
築きし販場を我が力で
守り抜かん!!

編 マ 全金田中機械とともに働く会

1部
¥200

南大阪は火えている

我々の文化闘争と

労働者自主管理の可能性

編 全国金属山科鉄工支部
山科鉄工自主管理研究会 1部
¥300

フォト
ドキュメント

原

通口健二
写真集

定価 ¥3,000

当センターまで

会計報告

11月分

収入

会費	269,200
機関誌	78,290
カンパ	151,600
パンフ	27,000
その他	1,050
計	527,140

支出

事務費	94,741	①
機関誌	58,810	②
活動費	100,040	③
郵送料	15,920	④
社保	51,597	⑤
人件費	285,000	⑥
計	606,180	

11月分収支 -78,968

先月からの
くりこし 446,853

12月への
くりこし 367,885

(※)

- ①大淀事務所電話代 9・10月分
部屋代、新聞、電気それぞれ11月分
- ②NO.65の印刷代
- ③南大阪出張事務所、比花センター12
月分 豊田市出張費
- ④切手+振替手数料
- ⑤12月分社保料
- ⑥11月分人件費 (含アルバイト料)

12月分

収入

会費	374,800
機関誌	117,983
カンパ	1,316,049 ①
パンフ	56,700 ②
計	1,865,532

支出

事務費	128,826	③
機関誌	113,000	④
活動費	143,980	⑤
郵送料	8,495	⑥
社保	51,597	⑦
人件費	495,000	⑧
パンフ	100,000	⑨
計	1,040,898	

12月分収支 +824,634

先月からの
くりこし 367,885

1月への
くりこし 1,192,519

(※)

- ①年末カンパ￥1,177,449
- ②被災労働者全国協議会からの立替
返済￥50,000を含む
- ③南大阪出張事務所の電話代 7~11
月分 大淀事務所電話代11月分
部屋代+共益費12月・1月分
- ④NO.66・67の印刷代

- ⑤南大阪事務所、比花センター1月
分 東京出張3回 事務局員交通費
- ⑥切手+振替手数料
- ⑦11月分社保料
- ⑧12月分十一時金 (一人5万円)
- ⑨被災労働者全国協議会パンフ立替

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

1月号（通巻68・69合併号）昭和55年1月20日発行

（毎月一回20日発行）

■表紙写真 ■ 安全センター事務所の外景

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28